

神奈川県聴覚障害者福祉センターの 指定管理者候補（案）について

指定管理者候補（案）	社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
------------	----------------------

1 神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会評価結果

(1) 評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会（藤沢市）	40	9	16	65

(2) 評価の概要

サービスの向上に関しては、聴覚障害者の支援としての乳幼児相談の今後のあり方について、関係機関との役割分担や地域への広げ方などが課題と捉えられることから、発達年齢に則したフォロー体制の構築が求められる。一方、成人難聴者や高齢者に対する支援については、市町村等との連携・ネットワーク化も視野に入れながら、障害特性やライフステージに応じた多様な相談に対応している。また、手話通訳者等体制整備に関しては、健康管理体制として頸肩腕障害の予防の取組みが明記されており、きめ細かなフォローに取り組んでいる。

また自主事業として、視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者に対する支援に着眼している点は、評価する。

管理経費の節減等に関しては、適切な積算が行われており、光熱水費等の削減や機械警備の導入、業務効率化の推進など、現行の業務水準を確保した上で、経費の効率化を図りつつ、新たな指定管理料の提案を行っている。

団体の業務遂行能力に関して、財務内容は健全であると評価したほか、コンプライアンスの確保、障害者雇用の促進についても積極的に取り組まれており、現行の指定管理業務の実績は、十分に評価することができる。

以上のとおり、総合的に評価して、提案内容は必要な水準を満たすものと認められる。

2 神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会に対する保健福祉局意見

評価結果について

同意する ・ 同意しない

意見理由

神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会の提案は、評価委員会の評価どおり、利用者サービスの取組の項目の中の、聴覚障害者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組状況や、地域活動支援及び普及啓発の取組状況が評価できる。

節減努力等の評価については、経験を積んだ専門性の高い人員の配置が必要であることから、管理職の兼務化による経費節減に取り組む提案等、可能な限りの節減努力を行っていると考えられる。

このため、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会を指定管理者候補とする。

外部評価委員会評価点の詳細について

施設名 神奈川県聴覚障害者福祉センター

大項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項
			配点	神奈川県聴覚障害者総合福祉協会	
サービスの向上	管理運営方針	・総合的な施設の運営方針及び考え方が、聴覚障害者の視点に立ち、かつ聴覚障害者福祉センターの役割と整合しているか ・聴覚障害者福祉に関する理念があるか	3	3	
	委託の考え方	・業務の一部を委託する場合の業務内容及び管理・指導体制の状況	3	2	
	施設の維持管理	・保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針	3	2	
	利用促進のための取組	・より多くの利用を図るための取組や広報・PR活動の状況	3	3	
	苦情・要望等への対応	・利用者からの意見・要望への対応及び苦情処理やトラブルへの対応状況	3	2	
	利用者サービスの取組	・情報提供施設としての取組状況	5	4	
		・聴覚障害者の支援についての取組状況	5	4	
		・聴覚障害者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組状況	5	5	
		・地域活動支援及び普及啓発の取組状況	5	4	
		・指定管理業務として行う施設管理及び利用者サービスに関する新たな発想に基づく事業提案の状況	3	3	
	自主事業の実施	・施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の状況	3	2	
	日常時の安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	3	2	
	緊急時の対応	・事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	3	2	
地域と連携した魅力ある施設づくり	・周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方	3	2		

管理経費の節減等	適切な積算	<p>人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等 	5	5	
	節減努力等	<p>・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。 計算値が配点を超える場合は配点を上限</p> $\frac{(\text{積算価格} - \text{申請者の提案額})}{\text{積算価格}} \times 100/10 \times 25$ <p>県が提示する指定管理料の上限額</p>	25	4	
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況 	5	3	
	財政的な能力	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5	5	
	コンプライアンス等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 ・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績 	3	2	
	障害者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 	2	2	
	これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・他の自治体における指定取消しの有無 	5	4	
合 計			100	65	